

発議第2号

高山市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例について

高山市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和5年3月24日提出

提出者 高山市議会議員 西 本 泰 輝

賛成者 高山市議会議員 橋 本 正 彦
車 戸 明 良
中 箴 博 之
岩 垣 和 彦
沼 津 光 夫

提案理由

高山市議会議員の議員報酬等の特例を定めるため制定しようとする。

高山市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、議員の果たすべき職責及び議会に対する市民の信頼の確保に鑑み、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として法律上の身体を拘束される処分を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、高山市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年高山市条例第29号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例について、必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の支給停止)

第2条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分（以下「逮捕等」という。）を受けたときは、逮捕等を受けた日から逮捕等を解かれた日までの期間に係る議員報酬の支給を停止する。

2 前項の規定による議員報酬の支給を停止する際、既に逮捕等を受けた日の属する月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため当該月の支給を停止することができないときは、当該支給を受けた議員は、翌月末日までにこれを返納しなければならない。

3 第1項の規定により支給を停止する議員報酬の額は、各月における同項の規定により議員報酬の支給を停止された期間（以下「停止期間」という。）の日数に応じて、当該期間の属する月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

(期末手当の支給停止)

第3条 議員が、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）以前6か月以内の期間において、停止期間がある場合は、基準日以前6か月以内の期間に係る期末手当のうち、停止期間に係る期末手当（議員報酬等条例第5条の規定により支給される期末手当の額のうち、停止期間の日数に応じて、基準日以前6か月以内の期間における当該者の在職期間の現日数を基礎として、日割によって計算した額をいう。）の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第4条 第2条第1項及び前条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。その該当することとなった日において議員の職を離れている者についても同様とする。

(1) 公訴を提起しない処分があったとき。

(2) 無罪の判決が確定したとき。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の不支給)

第5条 第2条第1項及び第3条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、有罪の判決（略式命令を含む。）が確定したときは、これを支給

しない。

(端数計算)

第6条 この条例の規定により計算した支給を停止する議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(疑義の決定)

第7条 この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長が決定するものとする。

2 議長は、前項の規定による決定を行うに当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。